従業員のキャリアアップを応援します
～キャリアアップ応援奨励金～

福井県では、事業主が継続して人材育成に取り組むため、従業員に学位や資格取得を奨励する支援制度を新たに導入し、その制度が活用された場合に奨励金を支給します。

支援制度として「要件①」と「要件②」の両方を定めた規程を整備してください。

要件①

学位や資格取得のための経費を事業主が負担
(職務命令＝全額)
（自発的＝一部）

＋

要件②

取得のために勤務面を考慮
（例）特別休暇の付与、夜勤免除などシフトの変更

または

取得したことによるインセンティブ
（例）一時金支給、昇給・昇格、資格手当

募集の概要

計画届の受付期間	令和２年６月２９日（月）～令和２年９月３０日（水）（当日消印有効）
計画の認定	令和２年１０月中を予定（令和２年１１月以降の制度導入を計画してください。）
対象者	福井県内に事業所を有する中小企業者等 ・資本金３億円以下または従業員数 300 人以下の事業者 ・企業組合、協同組合、社会福祉法人、学校法人等を含む
支給額	２０万円／社　ただし１社１回限り　（予算の範囲内での交付となります）
支給の要件	□ 資格等の取得を奨励・支援する社内規程がなく、今回新たに規程の整備を行うものである □ 要綱第3条に定めた要件をすべて満たしている □ 要綱第6条による制度導入計画の認定を受けている

申請の手順は裏面を、要綱・様式等は県のホームページでご確認ください。

≪問い合わせ先・提出先≫
〒910-8580（住所記載不要）福井県産業労働部労働政策課産業人材ｸﾞﾙｰﾌﾟ
ＴＥＬ0776-20-0388　E-mail rousei@pref.fukui.lg.jp
☆各種様式は県労働政策課ホームページでご確認ください
ＵＲＬ　http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/careerup/

申請の手順

Step１　導入する制度の検討、規程案および制度導入計画の作成

次の事項などを検討し、規程案および制度導入計画を作成してください。

・導入する制度の内容

① 対象となる学位や資格等

② 対象となる従業員の範囲

③ 学位や資格の取得に必要な経費に係る事業主の費用負担

④ 取得時あるいは取得後の支援の内容

・制度導入、適用のスケジュール

・従業員に対する周知の方法

Step２　県に制度導入計画届を提出（令和２年６月～令和２年９月３０日）

≪提出書類≫

① 県内企業キャリアアップ応援奨励金・制度導入計画届（様式第１号）

② 制度を定めた規程案（上記 Step１で検討した①～④の明記は必須）

制度導入計画の認定（令和２年１０月中（予定））

県による審査の結果、当奨励金の趣旨に合致し、奨励金の支給候補に選定された場合は、県から認定通知をします。

認定通知は奨励金の支給決定ではありません。

奨励金の交付申請を提出いただき、要件を満たしているか審査の上、支給決定を行います。

支給件数が予算枠に達した場合は、支給申請の受付を終了します。

Step３　制度の導入・実施　（県の認定通知後（令和２年１１月以降の制度導入を想定してください））

・制度導入計画に従い、導入する制度に関連する規程類を施行してください。

・従業員に制度の内容を周知してください。

Step４　奨励金の交付申請

・制度を活用した実績が生じたら、奨励金の申請をしてください。

実績の例　事業主から制度に定める支援を受けた上で、資格等を取得
資格等を取得したことにより、事業主から一時金を受領

≪提出書類≫

① 県内企業キャリアアップ応援奨励金交付申請書（様式第３号）

② 施行した規程類の写し

③ 事業者が学位・資格等の取得に必要な経費を負担したことを確認できる書類（支給明細書等の写し）

④ 事業者が支援を実行したことを確認できる書類

⑤ 支援を受けた従業員が対象事業者に雇用されていることを確認できる書類（雇用保険被保険者証の写し）

⑥ 支援を受けた従業員が支援対象として取得した学位・資格等を確認できる書類（学位証書、合格証書、資格証等の写し）

⑦ 福井県の県税の全税目に滞納がないことを証明する納税証明書

（当奨励金における資格等取得に関する特例）

・試験合格後実務経験を経ることで取得となる資格については、合格をもって資格取得とする。

・学位については、一部の単位取得をもって、学位取得とする。